

ワーキンググループ参加規約

第1条（趣旨）

この規約は、「次世代医療 ICT 京都フォーラム 会則」第10条第1項に定める、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の参加に関して必要な事項を定める。

第2条（入会）

ワーキンググループ会員（以下「WG 会員」という。）は、次世代医療 ICT 京都フォーラム会員のうち、WG ごとに所定の入会申請書（様式1～3）を事務局に提出し、原則、ヒアリングを受けたうえで、運営推進会議の承認を得た者とする。

第3条（機密保持）

WG の活動により生じた成果並びに開示、提供に関連して知り得た機密に関する事項を第三者に漏洩してはならず、WG の活動に係わる会員に対してその徹底を図るものとする。但し、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 開示された時点で、既に公知公用とされていたもの
 - (2) 開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの
 - (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (5) 開示された情報によることなく、独自に開発・取得したことが証明できるもの
 - (6) 法律、規則、政府ないしは裁判所の命令等によって開示が義務付けられたもの
 - (7) 政府の要請等に基づき、自らが公表する契約に関する情報（公表する情報は、契約 件名、契約締結日、契約相手先の名称、契約金額等を指す。）
- 2 WG の活動目的に必要な情報について他の当事者に機密保持を求める情報の開示を行うときは、秘密であることを明記し、開示する。
- 3 本規約における機密保持期間は、開示日を起算として2年間とする。

第4条（成果の取扱い）

この会の WG 活動により成果（発明、考案、ソフトウェアを含む著作物、ノウハウ等の知的財産をいう。）が生じた場合、当該担当した WG 会員（以下、当事者という）は、速やかに、かつ外部への発表の前に、事務局に対し当該成果の概要を報告するものとする。

- 2 前項の報告を受け、事務局は、運営推進会議に対し、当該成果に係る次項の協議を依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた運営推進会議は、必要に応じて当事者、外部専門家及び法務に関する有識者（以下「有識者等」）を招聘の上、当該成果の内容の認定、外部への発表及び当該成果の取り扱いについて協議するものとする。

4 当事者は、当該成果の取り扱いに係る運営推進会議の決議に従うものとする。但し、当該成果は当該研究当事者に帰属するものとし、当該研究当事者が承諾した場合を除き、運営推進会議はそれに反する決議を行うことはできないものとする。

第5条（特許を受ける権利及び出願並びに実施）

前条の成果が発明、考案等である場合、当事者は、当該成果に係る特許を受ける権利等を自らに帰属させるために必要な内部的措置を速やかに講ずるものとする。

第6条（活動終了後の機密の取扱い）

第3条に規定する機密についてはWGの活動終了後に、当該情報を記した文書又は電子記録媒体を返却又は廃棄するものとする。

2 協議の上、前項の規定によらない場合には、別途その取扱いを定めるものとする。

第7条（雑則）

この規約に定めるもののほか、ワーキンググループの参加に関して必要な事項は、運営推進会議で別に定める。

（附則）

本会則は、2018年10月22日から実施する。

（附則）

本会則は、2019年5月21日から実施する。